（解体等工事に係る調査に関する記録等）

第十六条の八　法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

一　解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　解体等工事の場所

三　解体等工事の名称及び概要

四　前条第一号及び第二号に掲げる事項

五　解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日）

六　解体等工事に係る建築物等の概要

七　解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分

八　分析による調査を行つたときは、当該調査を行つた箇所並びに当該調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

九　解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及びその根拠

2　法第十八条の十五第三項に規定する書面の写しは、解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

（解体等工事に係る掲示の方法）

第十六条の九　法第十八条の十五第五項の規定による掲示は、長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

第十六条の十　法第十八条の十五第五項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　第十六条の七第一号及び第二号に掲げる事項

（削る）

三　（略）

（下請負人に対する説明の事項）

第十六条の十一　法第十八条の十六第三項に規定する環境省令で定める事項は、第十条の四第二項第二号及び第十六条の四第一号ハからホまでに掲げる事項とする。

（集じん・排気装置）

第十六条の十二　法第十八条の十九第一号ロの環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Ｚ八一二二に定めるＨＥＰＡフィルタを付けたものとする。

（特定工事に係る説明の事項）

第十六条の八　法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。

（解体等工事に係る掲示の方法）

第十六条の九　法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

第十六条の十　法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　調査を終了した年月日

三　調査の方法

四　（略）

（新設）

（新設）